

徳山ダム上流域の山林の取得について

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をするものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 所在地 揖斐郡揖斐川町戸入字坂原六三五番二〇ほか二一筆
- 二 取得予定面積 二、一三七、二四八・一二平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、二、〇四五、二〇四・四三平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、二〇、四四七・一一平方メートル））
- 三 所有者 木原造林株式会社ほか八名
- 四 取得予定金額 一二、三六一、八六七円
- 五 取得の方法 買収

